

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	横浜市の見解
その他	<p>夜間景観の形成（投影広告物を含む）に関する意見</p> <p>意見箇所（変更の原案 P. 7）</p> <p>(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。 （中略） ウ 夜間景観の形成 （オ）日常的な落ち着きのある夜間の街路景観を演出するとともに、催事等における特別な夜間の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある夜間景観とする。</p> <p>意見 効果的な演出は、その催事の内容次第であるため、期間や時間は、ある程度主催者側の意向を尊重願えればと存じます。</p> <hr/> <p>意見箇所（変更の原案 P. 7）</p> <p>(10) 秩序ある広告景観を形成する。 ア 良好な景観、日常的な落ち着きのある街並みの創出 （ア）魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出するとともに、催事等における特別な演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする。</p> <p>意見 効果的な演出は、その催事の内容次第であるため、期間や時間は、ある程度主催者側の意向を尊重願えればと存じます。</p>	<p>2</p> <p>(1)</p> <p>(1)</p>	<p>本市では、都心臨海部の夜間景観をより魅力的にしていくために、令和4年7月に「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定しました。これに伴い、今回は景観計画等のルールと整合を図り、ガイドラインを反映した制度運用を行えるよう「関内地区都市景観協議地区」を変更するもので、夜間景観及び広告景観の行為指針についても、ガイドラインの方向性に沿った内容としています。また、本市の景観は市民の共有する財産であり、今後も魅力ある都市景観を創造していくために、催事等による新たな景観を誘導しながらも、これまでのまちづくりで大切にしてきた落ち着きや秩序を守るため、このような行為指針としています。</p> <p>都市景観形成行為を行おうとする主体は、まず行為指針の主旨を踏まえて計画していただき、その上で市と協議を行い個別に調整を実施していきます。本市としても、催事等による街の賑わい形成を積極的に促進していきたいと考えていますので、ガイドラインを活用し、今後も創造的な協議を行っていきます。</p>